

千葉市告示第 53 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の 1 のとおり指定し、また法第 4 条第 2 項の規定に基づく臭気指数の規制基準を次の 2 のとおり定めたので、同法第 6 条の規定により告示します。

この告示は平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

その関係図面は環境局環境保全部環境規制課において縦覧します。

なお、同法第 6 条の規定により平成 4 年千葉市告示第 103 号は平成 19 年 3 月 31 日をもって廃止します。

平成 19 年 2 月 1 日

千葉市長 鶴 岡 啓 一

1 規制地域の範囲

千葉市の全域

地域の区分	地 域
A 地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
B 地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
C 地域	市街化調整区域

備考：市街化調整区域並びに第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、平成 18 年 10 月 1 日現在において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた区域及び地域をいう。

2 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号に定める規制基準

地域の区分	大気の臭気指数の許容限度
A 地域	1 2
B 地域	1 4
C 地域	1 6

(2) 法第4条第2項第2号に定める規制基準

(1) に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。

(3) 法第4条第2項第3号に定める規制基準

地域の区分	排出水の臭気指数の許容限度
A 地域	2 8
B 地域	3 0
C 地域	3 2